

※2017年10月改訂（第3版、新記載要領に基づく改訂）

医療機器届出番号：23B1X10001C09038

※2009年07月改訂（第2版）

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレイブ研削器具(70901000)

グラインダルホイール

※【形状・構造及び原理等】

- 成分：アルミナ、炭化ケイ素、その他
- 構造



※3) 寸法 (単位 mm)

	Lサイズ	Mサイズ
直径	31.8	25.0
厚さ	2.2	3.3
中心孔	1.8	1.6

※※4) 最大回転数 15,000rpm

【使用目的又は効果】

本品は、炭化けい素及びアルミナを用いるホイール状の技工用研削材である。

【使用方法等】

本材を取り付けたマンドレルを、歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に装着し、回転させて、ソフトタッチで断続的に被研削物に押し付けて研削する。

【使用上の注意】

1) 使用上の注意

- ① 本材をハンドピース（タービン）等の器具に取り付ける際は、メーカーの指示に従ってシャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- ② 形態修正を行ってから使用すること。
- ③ 使用前に予備回転を行い振れがないことを確認すること。
- ④ 指定の回転数を超えて使用しないこと。
- ⑤ 本材を用いて歯科技工物を研削する際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護めがね、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- ⑥ 無理な角度、過度圧力での使用は避けること。
- ⑦ 損傷、変形（キズ、曲がり、汚染、バリ、割れ）等のあるものは使用しないこと。
- ⑧ 本材使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。

2) 重要な基本的注意

- ① 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないこと。
- ② 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合は、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者：ソンヤンインターナショナル
(SONG YOUNG INTERNATIONAL CO.)
製造先国名：台湾